

白山市監査公表第3号

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定により実施した監査の結果に関する報告を次のとおり決定したので、同条第9項の規定により当該報告を別紙のとおり公表します。

令和7年4月16日

白山市監査委員 木 島 浩

白山市監査委員 寺 越 和 洋

定例監査結果報告書

1 白山市監査基準への準拠

白山市監査基準に準拠して監査を行った。

2 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第2項並びに第4項に基づく定例監査及び行政監査

3 監査の対象

対象部署	対象範囲
いきいき健康課(含 鶴来保健センター)、 農業振興課、議会事務局議事調査課及び 農業委員会事務局	令和6年4月1日から令和6年11 月30日までに執行された所掌事務 事業について
保育こども園課、子育て支援課、観光課 (含 国際交流室)、ジオパーク・エコパ ーク推進課及び監査委員事務局	令和6年4月1日から令和6年12 月31日までに執行された所掌事務 事業について
生涯学習課(含 松任図書館、美川図書館、 鶴来図書館及びかわち図書館)	令和6年4月1日から令和7年1月 31日までに執行された所掌事務事 業について

4 監査の着眼点

財務に関する事務の執行について、その事務が関係法令にのっとり、適正かつ効率的に行われているかを主眼として実施した。

＜主な監査項目＞

- (1) 財務に関する事務の執行状況
- (2) 契約に関する事務の執行状況
- (3) 財産管理及び施設維持管理状況
- (4) その他必要と認める事項

5 監査の主な実施内容

監査に当たっては、あらかじめ関係資料の提出を求め、抽出により諸帳簿等の関係書類等について調査を行うとともに、関係職員から説明を聴取した。

6 監査の実施場所及び日程

- (1) 実施場所 監査委員事務局及び監査対象部局等
- (2) 実施日程 令和7年1月28日から令和7年4月16日まで

7 監査の結果

財務に関する事務等の執行状況は、監査した範囲においては、おおむね適正に処理されていると認められた。

また、監査の際に見受けられた事務処理上注意すべき軽微な事項については、当事者に対して改善又は検討を指示したので、記述を省略する。